

## 一般調査報告書

### フランスにおける VAT と軽減税率について

日本では17年ぶりに消費税が8%に上がりましたが、日本での報道を見る限り、大幅な便乗値上げや買い控えなどの混乱はあまり無いようです。一方、フランスでも今年1月に付加価値税（以下「VAT（Value Added Tax）と記載。）が上昇しましたが、上昇率が0.4%ということもあり、こちらにおいても施行後における混乱は一部を除き無いようです。

さて、日本では来年に消費税が更に10%に上昇する予定であり、その導入に向け、現在は軽減税率の導入に関する議論が進められているところですが、欧州では各国において既に軽減税率が設定されています。

御存知の方も多いと思いますが、VAT 及び軽減税率については欧州各国において設定が異なっており、その運用方法も多様です。今回は VAT と軽減税率について報告いたします。

#### <VAT について>

VAT はフランスで考案され、1954年に世界に先駆けて導入されたものです。現在では世界のおよそ150カ国が採用しています。

そして、欧州連合（EU）は VAT を加盟国の共通税制と定めており、全ての加盟国に導入が義務付けられています〔VAT の共通システムに関する欧州理事会指令 2006/112/EC〕。共通の VAT 税制を導入したのは、EU が単一市場として機能するためであり、域内での公正な競争を守るためです。ただ、税率は VAT 指令により、2015年12月31までの標準税率の下限が15%と定められているだけで、加盟国に設定の権限が委ねられています。

また、加盟国は、特定の商品やサービスに対し、1,2種類の軽減税率を適用することが可能であり、食品、水道水、書籍、医薬品など21項目の商品やサービスの中から適用品目・サービスを選択することができます。但し、1991年以前に VAT を導入していた一部の加盟国（英国、フランス、イタリアなど8カ国）については、特定の商品・サービスに「超軽減税率」あるいは「ゼロ税率」を適用することが特例措置として認められています。

この特例措置により、各国の税率がバラバラであり、EUによる VAT 税制の統一性が見えにくい状況となっているのです。

なお、各国が徴収した VAT の税収のうち、およそ0.3%が EU の歳入となります。EU の歳入は①加盟国負担金（国民総所得(GNI)の約0.7%、歳入全体の約75%）、②関税収入（加盟国徴収額の約75%、歳入全体の約13%）、③VAT（歳入全体の約11%）の3つから成り立っており、VAT 税制は EU の財源の柱となるものなのです。

#### <EU 各国の VAT>

EU 各国毎の VAT と軽減税率について、下記のとおりまとめてみました。

## (EU 加盟国の VAT)

国名	標準	軽減	超軽減	国名	標準	軽減	超軽減
ベルギー	21	6 / 12	-	リトアニア	21	5 / 9	-
ブルガリア	20	9	-	ルクセンブルグ	15	6 / 12	3
チェコ	21	15	-	ハンガリー	27	5 / 18	-
デンマーク	25	-	-	マルタ	18	5 / 7	-
ドイツ	19	7	-	オランダ	21	6	-
エストニア	20	9	-	オーストリア	20	10	-
ギリシャ	23	6.5 / 13	-	ポーランド	23	5 / 8	-
スペイン	21	10	4	ポルトガル	23	6 / 13	-
フランス	20	5.5 / 10	2.1	ルーマニア	24	5 / 9	-
クロアチア	25	5 / 13	-	スロベニア	22	9.5	-
アイルランド	23	9 / 13.5	4.8	スロバキア	20	10	-
イタリア	22	10	4	フィンランド	24	10 / 14	-
キプロス	19	5 / 9	-	スウェーデン	25	6 / 12	-
ラトビア	21	12	-	英国	20	5	-

<VAT Rates Applied in the Member States of the European Union –Situation at 13<sup>th</sup> Jan. 2014>

EU 各国の VAT の標準税率は、27%という高い率であるハンガリーを始めとして、EU で定めた最低の税率のルクセンブルグまで多様です。加盟国 28 カ国のうち、24 カ国が 20% 以上であり、EU 全体から見るとフランスの VAT は相対的に意外に低い事が分かります。

ただ、これは VAT の標準税率だけを比較したものであり、これだけを比較しても各国の VAT を比較したことにはなりません。前述した 21 の品目・サービスの税制を比較する必要があります。

## (EU 加盟国の軽減税率内訳 (抜粋))

カテゴリー	フランス	ドイツ	英国	スウェーデン	ルクセンブルグ	ブルガリア
①食料品	5.5, 10, 20	7, 19	0, 20	12, 25	3	20
②水道供給	5.5	7	0	25	3	20
③医薬品	2.1, 10	19	0	25	3, 15	20
④身障者用医療機器	5.5	7	0	25, -	3, 15	20
・チャイルドシート	20	19	5	25	15	20
⑤輸送費用	10	7	0	6	-, 3	20
⑥書籍	5.5, 20	7	0	6	3	20
・新聞	2.1, 20	7	0	6	3	20
・雑誌	2.1, 20	7	0	-, 6	3	20
⑦文化サービス入場料(劇・映画)	5.5, 20	7	20	6	3	20
・アミューズメント入場料	10, 20	19	20	25	3	20
⑧PPV 放送、有線放送視聴料	10	19	20	25	3, 15	20
⑨作詞・作曲者	5.5	7	20	6	3	20
⑩公営住宅販売、賃貸料等	5.5, 20	19	20, 5	25, -	3, 15	20
⑩-a 個人住宅の修繕・改築	5.5, 10, 20	19	5	25	15	20
⑩-b 個人家庭での窓拭、清掃	10	19	20	25	6	20
⑪農業用材料(種子・苗等)	10, 20	7	20	25	3, 15	20
⑫ホテル宿泊料	10	7	20	12	3	9

・レストラン飲食費	10	19	20	12	3	20
⑬スポーツイベント入場料	20	7, 19	20	-, 6	3	20
⑭スポーツ施設使用料	20	19	20, 17.5	6, -	3	20
⑮社会事業	20	7	-	-, 25	3, 15	20
⑯葬儀サービス	20	19	-	-	3	20
⑰医科・歯科サービス	-	7	-	-	3, -	20, -
⑱ゴミ収集・道路清掃	20, 10	19	0, 20	25	3	20
⑲小修繕 -自転車	20	19	20	25	6	20
-靴・皮革製品	20	19	20	25	6	20
-衣類・リネン類	20	19	20	25	6	20
⑳家事・ケアサービス	5.5, 10	19	20	25	-, 15	20
㉑理容業	20	19	20	25	6	20

VAT の軽減税率の説明のための主要な国々を列挙しています。後述しますが、フランスは VAT の導入が最も早いことや、その民族気質からも、軽減税率が多様な形で運用されており、とても複雑な税制となっています。また、英国やドイツは一見すると軽減税率に例外が無いように見えますが、こちらも具体的な事例如何では各種の例外規定があり、単純明快な把握が難しい税制となっています。なお英国では、食料品や医薬品、書籍には VAT がかからないというのが特筆すべきであり、日常の家計消費の相当の割合で VAT がかからないのが特徴的だと思います。

一方、ルクセンブルグでは、食料品や書籍、飲食費での軽減税率が 3% であり、極力 VAT をかけていない状況であるのに対し、ブルガリアについてはホテル宿泊料以外は全て VAT が 20% となっており、EU 加盟国の中では最も税率の軽減が少ない国となっています。

### <フランスの VAT について>

フランスの VAT の標準税率は 20%、軽減税率は 10 もしくは 5.5%、超軽減税率は 2.1% となっていますが、前述した軽減税率の各項目において複数の税率が示されており、一見ただけでは税率は判断できません。さらに、コルス島や海外県での運用も本国とは異なっており、非常に難解な仕組みとなっています。

(フランスの VAT 軽減税率内訳 (抜粋))

カテゴリー	税率 (%)		
	本国	コルス島	海外県
殆どの財とサービス給付	20.0	20.0	8.5
馬術センター (スポーツ活動を目的とした動物使用に対応)	20.0	2.1	2.1
アルコール飲料 (飲食店での消費)	20.0	10.0	8.5
アルコール飲料 (テイクアウト・配達)	20.0	20.0	8.5
外食・惣菜の販売	10, 5.5	2.1, 10	2.1
アルコール以外の飲料水と水 (事後に消費する場合)	5.5	2.1	2.1
アルコール以外の飲料水と水 (すぐに消費する場合)	10.0	10.0	2.1
旅客移動	10.0	2.1	2.1
住居の修繕費用	5.5, 10	5.5, 10	2.1
独自の芸術作品、作者の権利の売買	10.0	10.0	2.1
動物園、美術館、展示会、お祭りへの入場権	10.0	2.1	2.1
食料品	5.5	2.1	2.1

特定食料品（砂糖菓子、マーガリン、キャビア、チョコレート、チョコ・カカオを含む製品）	20.0	20.0	8.5
生チョコ、調理用チョコ、チョコレート飴、カカオバター	5.5	2.1	2.1
高齢者・身障者向け設備・給付	5.5	5.5	2.1
ガス・電気料金	5.5	2.1	2.1
学校の食堂	5.5	2.1	2.1
書籍（成人、暴力誌を除く）	5.5	2.1	2.1
演劇、映画の入場券	5.5, 2.1	2.1, 0.9	2.1, 1.05
社会保険で払い戻し可能な薬	2.1	2.1	2.1
避妊具	5.5	5.5	2.1
払い戻し不可能な薬	10.0	10.0	2.1
非納税義務者からの加工用動物	2.1	0.9	1.75
公共放送負担	2.1	2.1	2.1
CPPAP (出版委員会) のナンバー付出版物	2.1	2.1	1.05

<Service-Public.fr（フランス政府 WEB）から抜粋>

まず、離島であるコルス島、海外県（フランス領ギニア、ニューカレドニア等）においてはフランス本国とは異なり、更なる軽減税率が適用されています。これは超軽減税率と同様 1991 年以前から実施されているものであり、離島振興策の一環として継続されているものです。表にあるように、0.9%や 1.05%等、EU 指令に掲載されていない例外的な軽減税率があるのが分かります。

さて、フランスでは食料品は基本的に 5.5%の軽減税率が適用されますが、例外として 10%や 20%の適用になるものもあります。一つは惣菜であり、パン屋でのフランスパンは 5.5%ですが、サンドイッチは 10%となります。

次に、マーガリンの税率は 20%となっており、これはマーガリンの税率を上げる一方、国内のバターの消費を伸ばすための国内バター生産者の振興が理由となっています。

更には、チョコレートやキャビアの税率は 20%であり、これはいわゆる贅沢品に対する税率なのですが、家庭でお菓子を作るための材料としての生チョコや、スーパーにあるチョコレート飴については、税率は 5.5%となっています。フランス 1 人あたりの年間のチョコレート消費量は 6.3kg であり、世界第 10 位となっていますが、この税率は歴史的にチョコレートが贅沢品だった頃からの名残として残っているものと言われています。

## <フランスの VAT の運用について>

それでは、具体的な VAT 税率の運用事例を説明したいと思います。

フランスにおけるアルコール飲料以外の通常の飲料水の場合、基本的にすぐに消費する飲料水は 10%、事後に消費するものは 5.5%という運用となっています。従って、レストランでの飲料水はすぐに消費するものなので 10%と理解できますが、さらにこの他に、飲料水の入れ物により税率が異なっており、瓶や缶、ブリックパックの場合は 5.5%、コップや紙コップ、プラスチックの場合は 10%となっています。従って、マクドナルドでのテイクアウトでの飲料水は必ず 10%ということになります。

また、特にテイクアウトの事例では、大きな皿に載った「海の幸プレート」のテイクアウトの場合、ムール貝等の貝殻の蓋が開いているかどうかで判断するとのことであり、開いていれば 10%の税率になります。

ただし、下記の表のとおり運用の判断に迷うものも出てくるのが事実です。

(フランスの軽減税率内訳事例 (抜粋))

20%	10%	5.5%
ガーデニングの小工事	住宅での家事、小規模日曜大工	高齢者、障害者補助業務
自宅でのレッスン (学校の授業のものを除く)	住居への食事の配達・準備	看護業務
住居へのコンピュータ・インターネットアシスタント業務	クリーニングの収集・配達	移動困難な人への支援・運転業務
代理人、サービス業従事者によるサービス活動	ベビーシッター、家庭教師、学校等への付き添い援助	身障者の援助
住居のメンテナンス、管理、警備	高齢者、身障者のペットの散歩(獣医の援助、毛並みの手入れ除く)	身障者用施設への住居、食物の供給
	高齢者、身障者への自宅での美容支援	日常生活が困難な高齢者、身障者への特別支援

<Service-Public.fr (フランス政府 WEB) から抜粋>

フランスの軽減税率では、高齢者や身障者に対するサービスにおいて軽減税率が適用される運用があり、運転業務のほかペットの散歩、美容支援まで多様な事例が記載されています。

また、住居のメンテナンスに関する軽減税率もありますが、ガーデニングと住居では税率が異なっており、とても細かい運用がされていると感じます。また、ベビーシッターや家庭教師は 10% ですが、家でのピアノレッスンは 20% ということで、微妙な運用もされています。

これらの事例はフランス政府の WEB に掲載されているのですが、それだけ運用に関する問合せが多いことや、運用に関するトラブルも多いことが想定できると思います。

<フランスの VAT 値上げの影響について>

今回の税制改正により、フランスの VAT 標準税率は 19.6% から 20% に上がりました。これについてはあまり混乱は生じていませんが、軽減税率の一部上昇により、一部ではトラブルが発生しています。

まず、軽減税率についてですが、レストランでの飲食費や薬局での薬代等の軽減税率は、以前は 7% だったのですが、10% に上がりました。逆に映画等の入場券は 7% から 5.5% に下がったものもあります。これはフランス国内の映画館の入場者数が減少しているのを受けて、映画産業の保護のために減税となったものです。

今回フランスで話題になったのは、本国における乗馬クラブの税率上昇です。これまで 7% だった税率を 20% に上げるということで、国内の乗馬愛好家が「税率上昇により従業員の解雇



TVA 税率上昇に反対する乗馬愛好家デモ行進

や馬の処分につながる」として、国内各地で馬とともにデモ行進を実施しました。パリのシャンゼリゼ通りだけでなく、高速道路においてもデモ行進があり、パリ市内の交通網が完全に麻痺する状況となりました。一度に13%もの税率の上昇は日本では到底考えられないと思いますが、それに対する人々の反応も日本ではあり得ないものと思いました。

以上、今回は VAT と軽減税率について調査したのですが、EU での税制でありながら税の運用が各国で異なることや、特にフランスにおける運用がとても複雑であることから、調査には相当の労力が必要となりました。日本においても今後検討されていくと思うのですが、個人的には間接税制は簡素なものが望ましいのではないかと考えています。

なお、通常 EU からの商品輸入に際し、VAT は課税されません。EU 加盟国以外の国の事業者は通常、現地で売り上げがないため、負担した税額が還付されます(EU13 号指令)。また、業務上の支出を現地で行った場合などで、VAT を支払った場合であっても、見本市・展示会の入場料やホテル代、レストラン・ケータリング代、現地交通費、駐在員事務所の各種経費などは VAT の還付を受けられます。県内企業の方々においては、VAT の還付についても還付請求代行業者を通じ、還付手続を実施されればよいのではと思います。

パリ産業情報センターとしては、今後も県内企業の海外進出をサポートするとともに、欧州のビジネス環境を調査し、迅速かつタイムリーに情報発信してまいります。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

パリ産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。